

「永住者」取消の問題点

2024年2月8日 弁護士 丸山由紀

1

今回お話すること

- 永住許可の現状～実務の現場から
- 永住許可取消の問題点

2

2

1 永住許可の現状

(1) 当事者にとって「永住許可」とは

少なくとも在留資格についてはもう心配する必要はないというひとつのゴールであり、日本で安心・安定して生活するための基礎となるもの

【永住許可を受けるメリット】（⇔永住許可を受けられないことの不利益）

- ① 在留期間更新の手続きが必要なくなる
- ② 就労制限がなくなる（別表第一の場合）
- ③ 失業や病気（別表第一の場合）、死別や離別（配偶者としての資格の場合）等の生活状況の変化により在留継続できなくなる、という心配がなくなる
- ④ 家族の在留も安定する
- ⑤ 社会的な信用が向上する

3

3

1 永住許可の現状

(2) 近年の永住許可の審査の厳格化

- ◆ 特に収入、税金・社会保険料の支払いに関する審査が厳格化
- ◆ 就労資格（高度人材を除く）及び「定住者」の場合、過去5年分の所得及び納税状況、過去2年分の社会保険料の納付の状況に関する資料（期限に遅れずに支払ったことを証明する資料も含む）を提出させ、その間に、所得が基準に達しない年や延滞があった場合には許可されない
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_eijyu02.html
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_eijyu03.html

（よくある不許可相談の例）

- ・ 一人親家庭や扶養家族が多い家庭で、所得基準がクリアできない
- ・ コロナ、転職等で対象期間の一部に所得基準をわずかにクリアできない年があった
- ・ 転職の際にブランクの期間ができ、その間の社会保険料の支払いが遅れた

※ 収入が不安定等の理由で在留期間3年が認められず、そもそもスタートラインに立っていないケースも多い

4

4

2 永住許可の取消の問題点

(1) 取消の制度は必要か？

- ◆ 永住許可までの厳しい審査
- ◆ 現行法の下でも、いったん永住許可を受けたら失うことがないわけではない
 - ・ 退去強制事由に該当し（入管法24条3号、3号の2、3号の4、3号の5、4号八、ト～ヨ等）退去強制令書が発付されたとき
 - ・ 現行法上の取消事由に該当し（入管法22条の4・1項1～3号、8～10号）、取消をされたとき
 - ・ 出国中に再入国許可（みなし再入国を含む）の期限を過ぎたとき
- ◆ 「技能実習」「特定技能」の在留資格から、実際に永住許可申請が視野に入るまでのハードルの高さ
 - ・ 特定技能2号に移行してから5年
 - ・ 在留期間3年を許可されること（収入や生活状況が安定しないと許可されない）
 - ・ 収入要件と納税・社会保険料の納付（期限に遅れずに）を5年間クリアすること

5

5

2 永住許可の取消の問題点

(2) 「許可要件を満たさなくなった」場合に取消し？

- ◆ 素行善良要件
 - ・ 日本国籍者と同様に、刑罰法令や行政法規上のペナルティで十分
 - ・ 悪質なものは退去強制事由の対象
 - ◆ 生計要件
 - ・ 失業、病気、高齢化など生活状況の変化は誰にでも起こり得る
 - ・ 許可時の生計能力を一生維持することは不可能
 - ◆ 国益要件
 - ⇒ 現行ガイドライン上は、「（類型毎に異なる）在留歴」+ 素行善良 + 公的義務の履行等
 - 公的義務の履行として、実際に問題になるのは税金・社会保険料の支払いが
 - ・ 収入の減少、事業の失敗等でやむなく義務を履行できない場合もある
 - ・ 日本国籍者と同様に、税法や社会保険関連法規に基づく督促や差押で十分
- ⇒ **永住者や、今後永住許可を受けるすべての外国籍者の立場を不安定にする**

6

6

2 永住許可の取消の問題点

(3) 他の在留資格を許可すれば問題ないのか？

政府は、永住者に対する取消の制度を導入する場合、取消をされても他の在留資格を許可すると言っているが…。

- ◆ 永住許可前の在留資格には戻れない人が多い
 - ex. 永住許可後に配偶者と死別・離別
永住許可時とは違う仕事をしている
高齢・病気等、永住許可時と同じようには働けない
- ◆ 仮に「定住者」が許可されたとしても
 - ・ 更新が許可され続けるかどうかの不安 (⇒在留判断に対する「広い裁量」)
 - ・ 高齢等で自分で更新手続きを行うことが難しくなる可能性
 - ・ 社会的信用の喪失

7

7

2 永住許可の取消の問題点

(4) 一生管理が続く制度

- ◆ 現行の在留管理制度の下での「線の管理」
 - ⇒ 日本に生活基盤を築き、日本を終の棲家とする人にまで及ぼすことの非人道性
- ◆ たとえ永住許可を受けても、何かあればはく奪されるという不安
- ◆ いちばん安定した在留資格を取得した外国籍者でも、国の方針を変更してその地位をはく奪できる
 - ⇒ 外国籍者に対する差別・偏見を助長

8

8